

議員提出議案第20号

芦屋市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び芦屋市議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和8年6月5日

芦屋市議会議長 中 島 健 一 様

提出者	あしや政風会	岩岡りょうすけ
	公 明 党	西 村 まさと
	至 誠 会	寺 前 尊 文
	日本共産党 芦屋市議会議員団	川 島 あゆみ
	日本維新の会	橋 本 隆
	会派に属さない議員	山 口 みさえ
	〃	中 村 亮 介
	〃	たかおか 知子
	〃	大 原 裕 貴

提案理由

議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体の拘束を受けた場合に、政務活動費を交付しないこととするため、この条例を制定しようとするもの。



## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 6 月 5 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の芦屋市議会政務活動費の交付に関する条例第 9 条の 2 の規定は、この条例の施行の日以後の逮捕等期間に係る政務活動費について適用する。